

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 新潟商工会議所管内の概要と立地

新潟市は、国際空港や港湾、新幹線、高速道路網などが整備された交通拠点であると同時に、国内最大の水田面積を持つ大農業都市でもあるという、他の都市には見られない特徴を兼ね備えている。平成17年3月に旧新潟市と近隣12市町村（新津市・白根市・豊栄市・小須戸町・横越町・亀田町・西川町・岩室村・味方村・潟東村・月潟村・中之口村）が合併、さらに同年10月には巻町と合併し、現在の新潟市が形成されている。

新潟市は8区（北区・東区・中央区・江南区・秋葉区・南区・西区・西蒲区）からなり、新潟商工会議所は中央区に位置している。主に中央区、東区、西区、北区の中小企業・小規模事業者の相談・支援に対応しており、管轄区域は以下のとおりである

【新潟商工会議所定款第4条】

本商工会議所の地区は、平成17年10月10日現在における新潟市の区域（昭和32年5月2日現在における両川村、昭和35年1月10日現在における内野町、昭和36年5月31日現在における赤塚町、中野小屋村、平成12年12月31日現在における黒埼町、平成17年3月20日現在における新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村、中之口村及び平成17年10月9日現在における巻町の区域を除く。）とする。



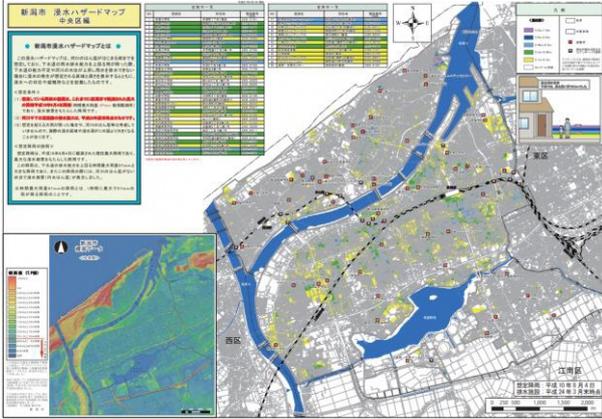
(2) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

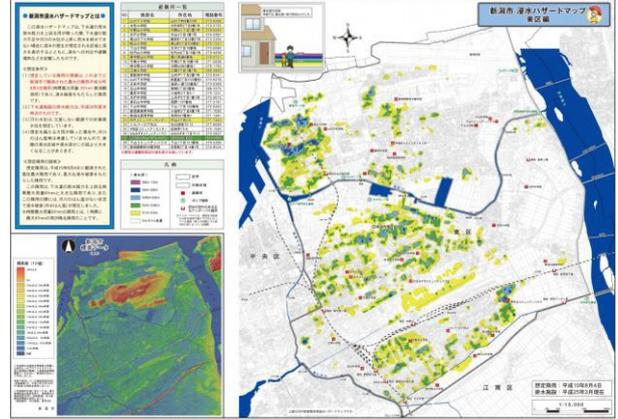
当市の洪水ハザードマップによると、洪水が発生した場合の想定浸水深は当所の管轄区域において、0.5mを超える浸水が予想されているほか、市街地の商業地区の多くで3.0~5.0mの浸水が予想されている。また、一部の地区において、最大で5mの浸水被害が予想されている。

(浸水：ハザードマップ)

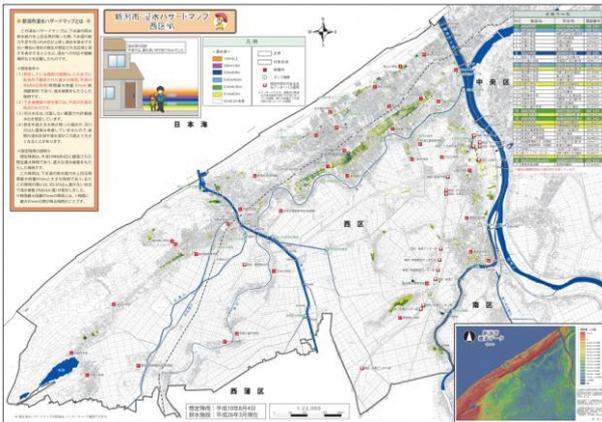
当市の浸水ハザードマップによると、下水道の雨水排水能力を上回る雨が降った場合の水深は、最も深い所で中央区・東区で約 90 cm、西区で約 170cm、北区で約 80 cmが予想されている。



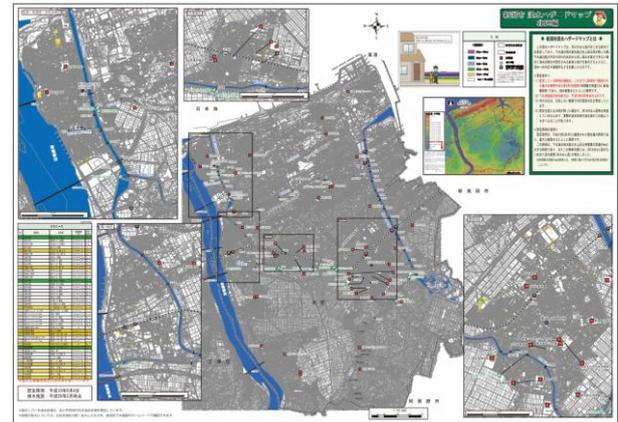
中央区編



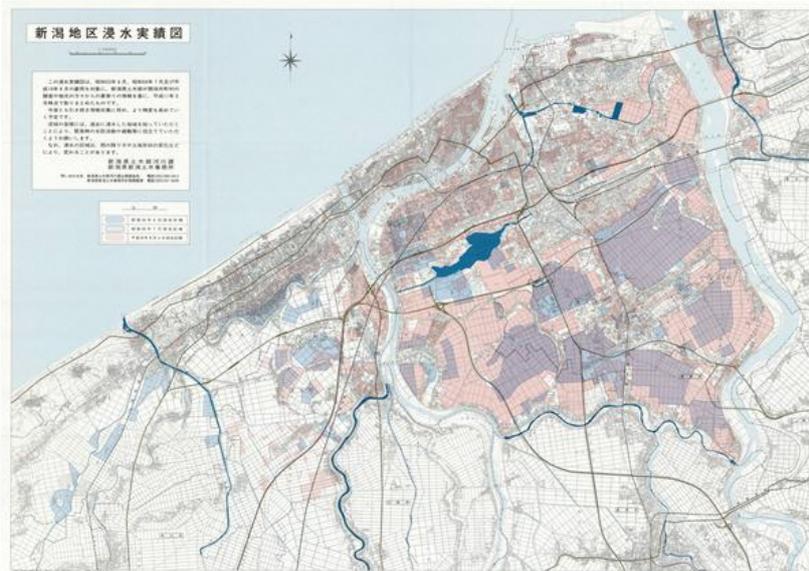
東区編



西区編



北区編



(土砂災害：ハザードマップ)

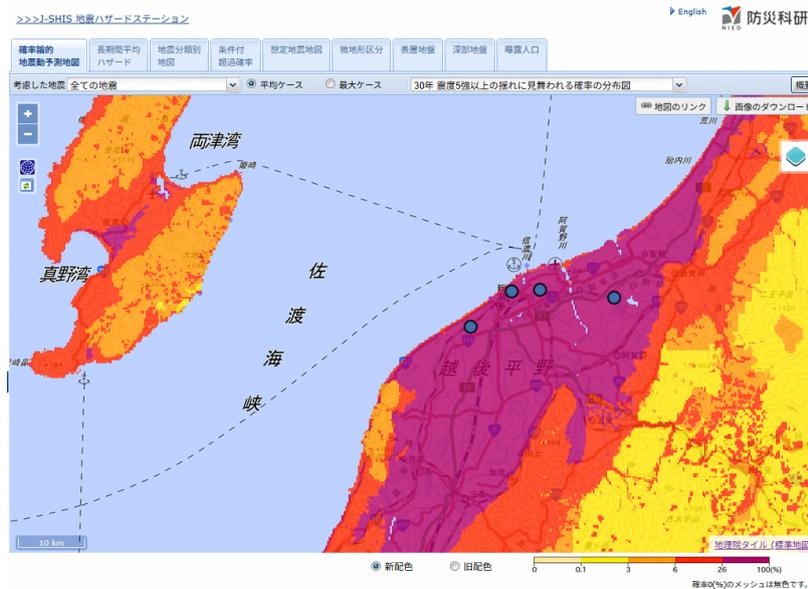
当市の土砂災害ハザードマップによると、当所の管轄区域では、中央区（窪田町・栄町、二葉町・旭町通）、東区（大山・月見町・物見山・小金町）、西区（青山、小針・寺尾、松海が丘・真砂・寺尾、寺尾・坂井砂山、大野、内野・五十嵐）、北区（太郎代、松浜・太夫浜）でハザードマップが整備されており、「土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）」「土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）」「指定緊急避難場所（避難所）」「地域の一時避難場所」「避難路」が掲載されている。

参照：https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/hinanjo/kouzui_hinanchizu/dosya_map/nishi_dosyahazard.html

(地震：地震ハザードステーション J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 5 強以上の地震が今後 30 年間で発生する確率が 26%超となる地域が、市内に広く分布している。

能登半島地震では、中央区・西区は震度 5 強、北区・東区は震度 5 弱を記録しており、特に、西区を中心とする砂丘縁辺部や旧河道など、地下水位が高い地域で、液状化現象が起り、道路の損傷や住宅等の建物の傾斜や沈下が多数発生した。今後、震度 5 強以上の揺れが発生した場合、区内全域において人的被害や建物被害、および公共インフラへの影響が懸念される。



(3) 感染症へのリスク

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(4) 新潟商工会議所管内（北区、東区、中央区、西区）における中小企業・小規模事業者の現況 1) 事業所数（令和3年）について

市内の32,995件の内、管内の事業所は、23,855件となっている。

そのうち、個人及び会社事業所数は23,683件（個人6,786件、法人16,897件）。

2) 規模別事業所数 (令和3年) について

管内の事業所数 23,855 件の内、小規模事業者 (1~19 人) の事業所数は、20,753 件と 87.0% を占めている。

【令和3年規模別事業所数 (民間)】 資料 新潟市令和5年度統計書

区分・区	総数	1~4人	5~9人	10~19人	20~29人	30~49人	50~99人	100人以上	派遣従業員のみ
北区	2,644	1,464	493	329	158	87	63	33	17
東区	4,559	2,327	914	698	251	190	103	59	17
中央区	11,811	6,347	2,439	1,494	557	405	279	174	116
西区	4,841	2,629	996	623	245	161	111	54	22
管内総数	23,855	12,767	4,842	3,144	1,211	843	556	320	172
新潟市総数	32,995	17,913	6,624	4,304	1,626	1,145	721	429	233

(5) これまでの取組

1) 新潟市の取組

- ・新潟市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・新潟市新型インフルエンザ対策等行動計画の策定
- ・応急対策マニュアル (経済対策部経済班、中央区本部広報班、等) の策定

2) 新潟商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・会員事業所の復旧復興支援
- ・損害保険会社と連携した損害保険の加入促進
- ・新潟市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

- ・近年、新潟県では地震や水害など自然災害が発生しているが、現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。応急対策や復旧・復興については、「新潟商工会議所 BCP (事業継続計画)」を策定しているが今後は外部との連携した対応策が求められる。また、商工会議所自身が被災時でも一定の事業継続が可能な体制づくりが必要である。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。また、損害保険・災害共済についての知識を持つ経営指導員等の職員も不足している。
- ・緊急時には相談が集中することが予想され、必要に応じて他地域からの支援人員の応援等の要請・受入れ体制の構築が必要。
- ・事業継続計画 (BCP) を策定している小規模事業者は少数にとどまっており、災害対策に対する意識は低いと思われることから、事業継続力強化に係る取り組みの重要性の周知が必要。
- ・感染症対策に対し地区内小規模事業者においては、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険等の必要性に対する認識が低いと思われる。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・平日・休日を問わず、発災時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・所内においては、緊急時対応を推進する人材の育成と職員全員に対してはBCPに関する研修等を行い、発災後には迅速な対応を図れるようにする。
- ・地区内で感染症が発生した場合の対処方法を、各事業者にマニュアル化しておくよう指導する。
- ・感染症の海外発生期、国内感染者発生期、国内感染者拡大期のそれぞれのレベルに応じた対処方法を、地区内の各事業者にもマニュアル化しておくよう指導する。

※ その他

- ・上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

①事前の対策

1) 管内事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時や窓口での経営相談等の業務に際し、ハザードマップ等を用いながら、事業者所在地の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明をする。
- ・新潟商工会議所の広報紙やホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。
- ・事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業承継の取組に関する専門家を招き、管内事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・被災した際に必要となる決算関係書類（特に固定資産台帳兼減価償却明細書）のバックアップ保管を推奨する。

2) 管内事業者に対する事業者BCPの作成支援

- ・管内事業者の求めに対し、事業者BCP（初動対応に重点を置いた即時に取り組み可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・事業者BCP作成におけるインセンティブを紹介する。（補助金加点、認定ロゴマークの使用、金融優遇等）

3) 新潟商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・平成24年に新潟商工会議所 災害時対応マニュアル作成（別添参照）。

4) 関係団体等との連携

- ・専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等を開催する。

5) フォローアップ

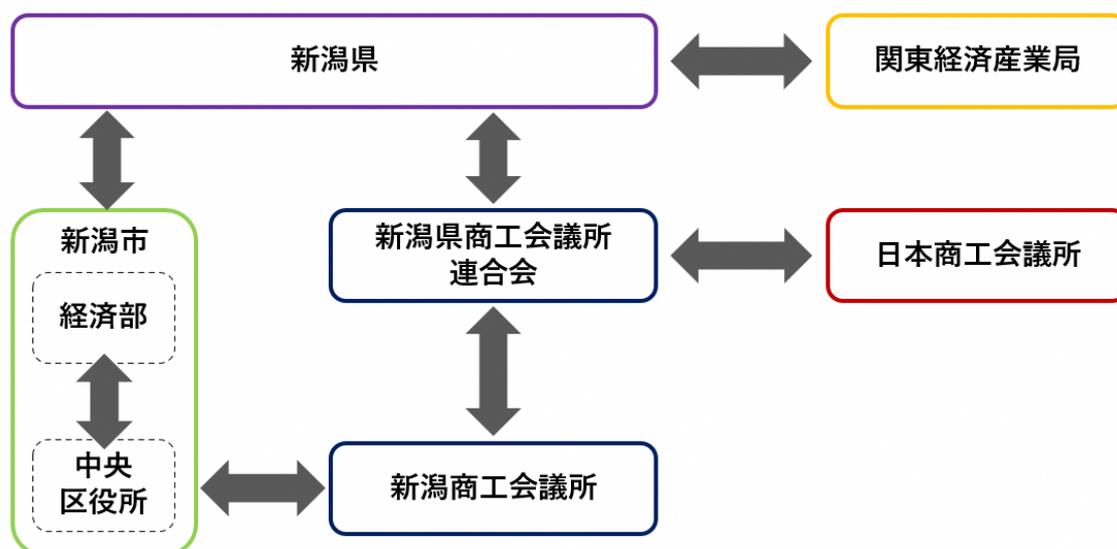
- ・管内事業者の事業者BCP等への取組状況を確認する。
- ・必要に応じて新潟商工会議所 事業継続強化支援会議（仮称）（構成員：事務局長、法定経営指導員）を開催し、支援計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する

6) 当該計画に係る訓練等の実施

- ・定期的に自然災害（新潟県中越沖地震・東日本大震災と同規模）が発生したと仮定し、新潟市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

②リスク発災時における指揮命令系統・連絡体制

- ・リスク発災時の指揮命令系統・連絡体制は、以下のとおりとする。
- ・新潟市と新潟商工会議所とで情報共有した上で、新潟市においては新潟県が定める期日までに新潟県へ報告する。新潟商工会議所においては新潟県商工会議所連合会が定める期日までに同連合会に対しても報告を行う。



③リスク発生時の対応

【大規模災害】

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることはいうまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。なお、大規模災害発生の際の目安は、「①風水害：特別警報の発表」、「②地震：震度5強以上の揺れを観測」とする。

1) 職員の安否・出勤可否の確認（応急対策の実施可否の確認）

- ・新潟商工会議所の職員は、発災後1時間以内に安否報告（連絡手段を複数確保）を行う。併せて、周辺の大まかな被害状況を随時報告する。
- ・報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否、管内の大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を新潟商工会議所内で“見える化”する事とし、新潟市へ報告するとともに新潟市が把握する被害状況を共有する。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。

2) 管内事業所の被害状況の確認と応急対策の方針決定

- ・相談窓口の開設方法について、新潟市と相談する（新潟商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・管内事業者などの被害状況を巡回や電話およびメール等で確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や新潟県、新潟市などの施策）について、管内事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある管内事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

3) 被害情報の共有

- ・新潟市と新潟商工会議所は、以下の間隔を目安とし、被害情報等を共有する。

発災後～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

4) 被害情報の報告

- ・新潟市と新潟商工会議所は、情報を共有した上で、新潟市においては新潟県が定める期日までに新潟県に報告する。また、新潟商工会議所においては、新潟県商工会議所連合会が定める期日までに同連合会に対して報告を行う。

【国際的に脅威となる感染症】

新型コロナウイルス感染症のような感染症による脅威は、自然災害と比較した場合、広範囲かつ長期間にわたる場合が多い。新型コロナウイルス感染症後の国際的な感染症リスクに備えるために下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況や工場稼働状況等、今後、管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについ

て周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・新潟市は、来庁または問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・新潟市と新潟商工会議所は、以下の間隔を目安とし、被害情報等を共有する。

発災後～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

4) 被害情報の報告

- ・新潟市と新潟商工会議所は、情報を共有した上で、新潟市においては新潟県が定める期日までに新潟県に報告する。また、新潟商工会議所においては、新潟県商工会議所連合会が定める期日までに同連合会に対して報告を行う

④被災事業者に対する支援

1) 応急対策時の支援

- ・相談窓口の開設方法および広報周知等（地元マスコミや町内会組織、事業者組合等との連携を含む）について、新潟市と相談協議する。新潟商工会議所は国等の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された後、管内事業者が来所しやすい場所にて相談窓口を設置する。
- ・管内事業者等の被害状況の確認を積極的に行い、情報収集に努める。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市の施策）を管内事業者等へ周知する。

2) 復旧・復興支援

- ・国、新潟県の方針に従って、復旧復興支援の方針を決め、被災した管内事業者に対して支援を行う。（主として、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きについて説明など）
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対処が困難な場合には、他地域からの応援要請を検討することとし、新潟県や新潟県商工会議所連合会等へ相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県へ報告するものとする

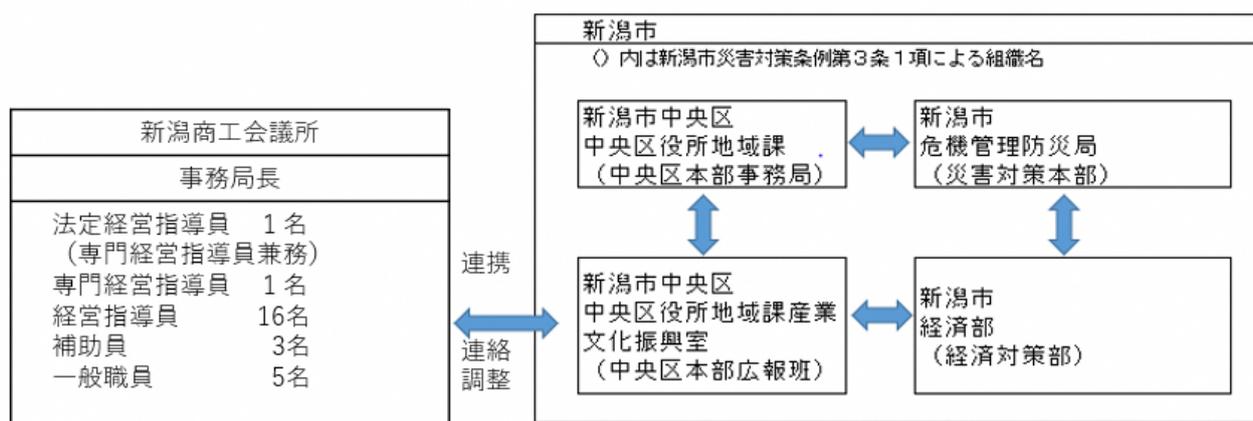
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年6月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等) 下図、指導員等の人数



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 南 圭祐 (連絡先は後述(3)①参照の事)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供や助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

新潟商工会議所

〒950-8711 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル7F

TEL:025-290-4411 FAX:025-290-4421

E-mail: office@niigata-cci.or.jp

②関係市町村

・新潟市 経済部 産業政策・イノベーション推進課

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル5階)

TEL:025-226-1610 FAX:025-224-4347

E-mail: sangyo@city.niigata.lg.jp

- ・新潟市 中央区役所 地域課 産業文化振興室
〒951-8553 新潟市中央区西堀通 6 番町 866 番地 NEXT21 (5 階)
TEL:025-223-7054 FAX:025-223-3660
E-mail:chiiki.c@city.niigata.lg.jp
- ・新潟県 産業労働部 地域産業振興課
〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1 新潟県庁行政庁舎 1 1 階
TEL:025-280-5235 FAX:025-280-5278

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
必要な資金の額	400	500	500	500	500
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ 協議会運営費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	120	120	120	120	120
・ パンフ、チラシ作成費	50	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、新潟市補助金、新潟県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし